

## 押印廃止に係る暫定措置について(お知らせ)

神奈川県では、人と人との接触を減らすための方策であるテレワークや、対面主義を是正するための行政手続きのオンライン化の推進にあたり障害となっている押印の見直しに取り組んでいるところです。

その一環として、入札・契約関係にかかる書類(様式)のうち、次の一覧表に示した書類(様式)に限定して押印を求めないこととしました。様式中に(印)の表示があっても押印は不要です。

工事の契約に係る書類(様式)のうち神奈川県工事執行規則に基づくものが対象

工程表	神奈川県工事執行規則 第3条(第1号様式)
現場代理人設置(変更)届	神奈川県工事執行規則 第13条(第3号様式)
主任技術者等設置(変更)届	神奈川県工事執行規則 第14条(第4号様式)
工所用材料検査申請書	神奈川県工事執行規則 第16条(第5号様式)
工事完成届	神奈川県工事執行規則 第17条(第6号様式)
出来形検査申請書	神奈川県工事執行規則 第19条(第8号様式)